事業者排出量削減計画書

	☑ 新規 □ 変更
(宛 先) 京都府知事	平成23年 9月20日
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
東京都千代田区永田町1-10-1	国立国会図書館 館長 長尾 真 電話 0 7 7 4 - 9 8 - 1 4 9 1

		<u>[</u>	160774	<u> </u>	431	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
主たる業種	図書館				細分類番号	8 2	2 1 2	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	J 9	☑2条第1項 □2条第1項 □2条第1項	第2号又は第	3号			
計 画 期 間	平成23年4月から平成26年3月まで							
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度までに3%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す。							
計画を推進するた めの体制	関西館長をエネルギー推進体制の長とし、当係が担当し推進する。							
温室効果ガスの排	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増	減 率	
	事業活動に伴う排出の量		855.4 トン			-3. 2	パーセン	
出の実績及び削減 の目標	評価の対象となる排出の量	3,917.3 トン 3,	855.4 トン	3,792.6 トン	3, 729. 9 トン	-3. 2	パーセン	
の日 (宗	目 標 の 根 拠 運転管理の工夫等を行い、3%の削減を目指す。							
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す る建築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増	減率	
	事務室・書庫 <u>事業活動に伴う排出の量</u> 閲覧室 (延床面積×100)		6. 50	6. 40	6. 29	-3. 03	バーセン	
	事業活動に伴う排出の量						パーセン	
	原単位の指標及び目標の根拠			きる述床面積	を適用し、3%	の削減	を目指	
重点的に多	と施する取組の実施計画	(22) 年度	第1年度 (23)年度 3.0 ~ たり	第2年度(24)年度	第3年度 (25) 年度 110.0	備	考	
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	63.0						
	(2 4) 年 度 空調熱源機器の効率的な運転管理の徹底							
	(25) 年 度 空調熱源機器の効率的な運転管理の徹底							
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	置 の 内 容現在、取組は考えていませんが、将来的に検討する課題である。						
せるために実施し ようとする措置	上記の措置を採用する理由	当館への公共交通機関の利便性が低いため。						
森林の保全及び整備,再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する	区分	第1年度 (23)年度	第 2 (24)	年度 年度	第3年度 (25)年度	備	考	
	森林の保全及び整備によるもの			トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの		기	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又 は熱の供給によるもの	١	٧ 	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	١	ン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温 室効果ガスの吸収効果分の購入によるも の	ŀ	ν	トン	トン			
	合 計	0.0 ト	ン 0). 0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	中庭や屋上庭園に樹木(髙木、中木及び低木)及び前庭や鋸屋根に芝を植栽し、適正に植栽管理を行い二酸化炭素の削減に社会的貢献を行っている。							
特 記 事 項	・当館は、平成14年に竣工し、平成15年度 すると電気は39.4%、ガスは55.0%削減し ・平成22年度にエネルギー削減の一環とし で、平成22年度を基準としました。	ております。						

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の最又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。